

## 彦根市職員ストレスチェック委託業務公募型プロポーザル実施要項

### 1 業務内容

労働安全衛生法第 66 条の 10 の規定に基づくストレスチェック制度の実施にあたりその業務の一部を 5 年度にわたって委託するもの。

### 2 委託内容

#### (1) 業務名

彦根市職員ストレスチェック委託業務

#### (2) 主な業務内容

ア ストレスチェックシート（紙ベース）の作成・回収・集計

イ 個人結果の配布および集団分析

ウ 高ストレス者に対するストレスチェック後の補足的対応

エ 本市産業医（実施者）による面接指導と労働基準監督署への報告書作成事務補助

オ その他、ストレスチェックに係る本市産業医（実施者）および本市実施事務従事者の事務補助

#### (3) 業務内容の留意事項

ア チェック項目は厚生労働省指針による「職業性ストレス簡易調査表」（57項目）を基本に、さらにハラスメントやワークエンゲイジメントを測定できるよう 23項目を加えた 80項目とする。

イ ストレスチェックシートの回収に際しては、密封できる封筒を個人ごとに準備すること。なお、回収は原則、定期健康診断（7月～8月予定）受付時に本市職員が行い、委託先に送付する。送付を受けた委託先は、1ヶ月以内に職員に結果が配布できるよう本市担当者に結果を送付するものとする。

ウ 集計結果はWEB画面により確認するものとする。なお、結果の詳細は実施者のみが閲覧可能とし、本市の実施事務従事者は、受検の有無のみ閲覧可能とすること。また、実施者に対して、必要に応じて検査結果をまとめたシートを送付すること。

エ 個人結果は点数化した評価結果を数値で示すだけでなく、レーダーチャート等の図表でわかりやすく表示し、前年度および前々年度の結果と容易に比較できるようにすること。また、結果を踏まえたアドバイス等を記載すること。高ストレス者に選別された者については、その旨も個人結果に記載し、以後の面接指導等の流れについて案内を明示すること。

オ 個人結果の配布に際しては、ストレスチェックの結果が類推されないよう注意すること。

カ 高ストレス者については、文書等により、本市を介さず面接指導の勧奨を行うこと。なお、面接指導については、本市産業医において行う。

キ 高ストレス者に対する補足的対応として、電話、メールによる本市を介さない相談窓口を設置すること。また、相談者として、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等心理職の者を選任すること。

ク ストレスチェック制度、個人結果等に基づく相談に対応すること。

ケ 本市が指定する単位による集団分析を行い、分析結果をデータで納品すること。

コ 事務補助について、職員向け周知文書、受検勧奨文書等の作成事務補助や本市産業医、実施

事務従事者および各職員への連絡調整業務とする。

(4) スケジュール（令和7年度予定）

準備期間 契約日～7月上旬

配布時期 令和7年7月上旬

回収時期 令和7年7月～8月（定期健康診断と併せて回収）

結果通知 回収から1ヶ月以内

集団分析 令和7年11月末まで

※令和8年度以降のスケジュールについては適宜、相談とする。

(5) 対象者

本市の常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員等

(6) その他

ア 個人情報について適切な保護措置を講ずるために十分な体制を確保すること。

イ データの記録、保管、運用に際しては本市と十分協議をすること。

ウ 委託業務完了時には、ストレスチェック回答および集団分析等、本委託業務にあたり得られたデータを納品するもの。ただし、データ閲覧を規制するため、パスワード等によりセキュリティ対策を講じること。

(7) 予算額

1,904,880円

令和 7年度 380,976円(消費税含む)

令和 8年度 380,976円(消費税含む)

令和 9年度 380,976円(消費税含む)

令和10年度 380,976円(消費税含む)

令和11年度 380,976円(消費税含む)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の予算規模を示すものです。

(8) 委託契約期間

契約日から令和12年(2030年)1月31日まで

3 選考委員会

本件選考に関し選考委員会を設置し、各委員が独立して公平公正に審査するとともに、各委員協議のうえ、本件の選考を行います。

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止となっていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続き等開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- (7) 本業務と同類または類似の受託実績があること(官民は問わない。)

## 5 応募方法

応募は企画提案方式とし、応募者は企画提案書を提出してください。

### (1) 参加表明書の提出

本件企画提案に参加する意思のある者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)を次のとおり提出してください。

#### ア 提出期間

令和7年4月14日(月)から同月18日(金)17時15分まで

#### イ 提出方法

電子メール(電話にて着信確認を行ってください。)または持参とします。ただし、持参の場合、土・日曜日を除く開庁時間内(9時00分から16時45分まで)に限ります。

#### ウ 提出先

(電子メール)彦根市人事部人事課専用アドレス [jinji@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jinji@ma.city.hikone.shiga.jp)

(持参)彦根市人事部人事課

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所4階

### (2) 質問書の提出

参加表明書を提出した事業者で、質問がある場合は、以下により「プロポーザル質問書」(様式2)にて質問してください。

#### ア 提出期間

令和7年4月14日(月)から同月18日(金)17時15分まで

#### イ 提出方法

電子メール(電話にて着信確認を行ってください。)または持参とします。ただし、持参の場合、土・日曜日を除く開庁時間内(9時00分から16時45分まで)に限ります。

#### ウ 提出先

(電子メール)彦根市人事部人事課専用アドレス [jinji@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jinji@ma.city.hikone.shiga.jp)

(持参)彦根市人事部人事課

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所4階

#### エ 質問への回答期限

令和7年4月25日(金)

#### オ 回答方法

受け付けた質問の趣旨と回答は、「プロポーザル参加表明書」の提出者全員に、電子メール等にて送付します。ただし、軽微な質問については、質問者のみに口頭により回答する場合があります。

### (3) 企画提案書の提出

参加表明書提出後、企画提案書を次のとおり提出してください。なお、提出後の資料の差し替え、追加等は一切認めません。

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書

以下の項目を構成に加えること。

- ①会社概要、実績
- ②提案業務内容（ストレスチェック実施に係る流れ、ストレスチェックシート・結果通知等イメージを含む）
- ③ストレスチェック実施に係る組織体制
- ④個人情報保護体制
- ⑤その他

(イ) 見積書

様式は任意。代表者印を押印し、内訳（一人当たり単価等）を記載すること。また、対象職員を2,150人として積算すること。

- (ウ) 暴力団の排除にかかる誓約書兼同意書(様式3)(※)
- (エ) 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(※)
- (オ) 直近の決算に係る財務諸表(※)
- (カ) 納税証明書(国・県・市)(※)
- (キ) 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等)(任意様式)

※その他、彦根市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

※(ウ)(エ)(オ)(カ)については、「令和7年度入札参加資格者名簿」掲載者は提出不要とする。

イ 提出期間

令和7年5月12日(月)から同月16日(金)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法

郵送または持参とします((ア)については6部、(イ)については原本を1部、コピーを5部、それ以外は1部で可。)。ただし、持参の場合、土・日曜日を除く開庁時間内(9時00分から16時45分まで)に限ります。

エ 提出先

彦根市人事部人事課

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所4階

6 選考方法

提出された企画提案書の内容および見積金額について、総合的に選考し、最優秀者を決定します。事業者からのプレゼンテーションは実施しません。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

また、最優秀者であっても、選考基準に満たない場合は採用しないこともあります。

7 選考結果の通知

応募者全員に文書で通知します。

8 契約に関する事項

契約方法

ア 選定した最優秀者と本業務における契約締結交渉を行います。

イ アの結果、最優秀者と契約締結に至らなかった場合または最優秀者の提案において虚偽の記載、不正および違反が認められる場合は最優秀者を失格とし、次点候補者との契約交渉を行い

ます。

## 9 スケジュール

募集から契約までの日程は次のとおりです。

|                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| 彦根市ホームページでの公告<br>プロポーザル募集要項等の配付開始 | 令和7年4月14日（月）           |
| プロポーザル参加表明書<br>プロポーザル質問書の提出期間     | 令和7年4月14日（月）～ 4月18日（金） |
| 企画提案書の提出期間                        | 令和7年5月12日（月）～5月16日（金）  |
| 選定結果の通知                           | 令和7年5月下旬～末頃            |
| 契約                                | 令和7年6月上旬～中旬頃           |

## 10 留意事項

- (1) 本提案に係る一切の経費は全て参加者負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 審査事項の問い合わせおよび異議申立ては一切認めません。
- (4) 採用された企画案に基づき作成された製作物の著作権、著作権は本市に帰属します。
- (5) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはいたしません。

## 11 担当

彦根市人事部人事課 堤（ツツミ）

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所4階

電話：0749-30-6106 FAX：0749-22-1398

E-mail：[jinja@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jinja@ma.city.hikone.shiga.jp)